

災害関係保証の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震に罹災した中小企業者の皆様へ、災害関係保証のご案内。

このたび、「平成23年東北地方太平洋沖地震」による災害に関して、激甚災害法に基づく激甚災害として指定が行われ、一般保証とは別枠で利用できる災害関係保証の取扱いを開始しましたので、お知らせします。

◆災害関係保証の概要

指定期限	平成23年9月11日まで(注1)
激甚災害指定地域	全国
対象中小企業者	次の(1)及び(2)の要件を備える「被災中小企業者」 (1) 指定地域(被災地域)に事業所を有する者(注2) (2) 激甚災害により直接災害を受けた者(注3)
資金使途	事業の再建に必要な運転資金及び設備資金
貸付期間	運転資金 10年以内、設備資金 10年以内
貸付利率	金融機関所定利率
貸付限度額	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円
担保	必要に応じて徴求する。
連帯保証人	原則として、法人代表者
保証料率	0.7%(基準料率1.0%、協会割引0.3%)
必要書類	通常の添付書類の他、市町村長等が発行する「罹災証明書」の写し

(注1) 指定期間内に貸付実行する必要があります。

(注2) 事業所は、主たる事業所のみならず、支店、工場、作業所、倉庫等も含まれるものであることから、主たる事業所が被災地域外であっても、支店等が被災地域内にあれば差し支えありません。

(注3) 間接被害のみを受けた者は、対象となりません。

※責任共有制度は対象外(100%保証)となります。

◆ご質問・ご相談は、以下の担当窓口で受付しております。

本店営業部 TEL:023-647-2240

新庄支店 TEL:0233-22-3171

米沢支店 TEL:0238-23-7630

酒田支店 TEL:0234-22-7644

長井支店 TEL:0238-84-1674

鶴岡支店 TEL:0235-22-6122

確かなサポート 明日への躍進 応援宣言

 山形県信用保証協会
YAMAGATA GUARANTEE

<http://www.ysh.or.jp/>